

高水敷切り下げ区域の管理方針

(1) 植生管理方針

- 目標：「ヨシ原を中心とした淀川に本来見られる多様な河川植生を再生する。」
- 原則として「川に任せる」こととし、冠水・攪乱の影響を頻繁に受ける地形形状を整え、淀川にふさわしい植生の出現を期待
- 望ましい利用が困難になるほど植物が繁茂する場合は年1~2回程度の草刈りを実施
- 特定外来種の侵入などが認められる場合は、駆除を行うなど最低限の管理を実施

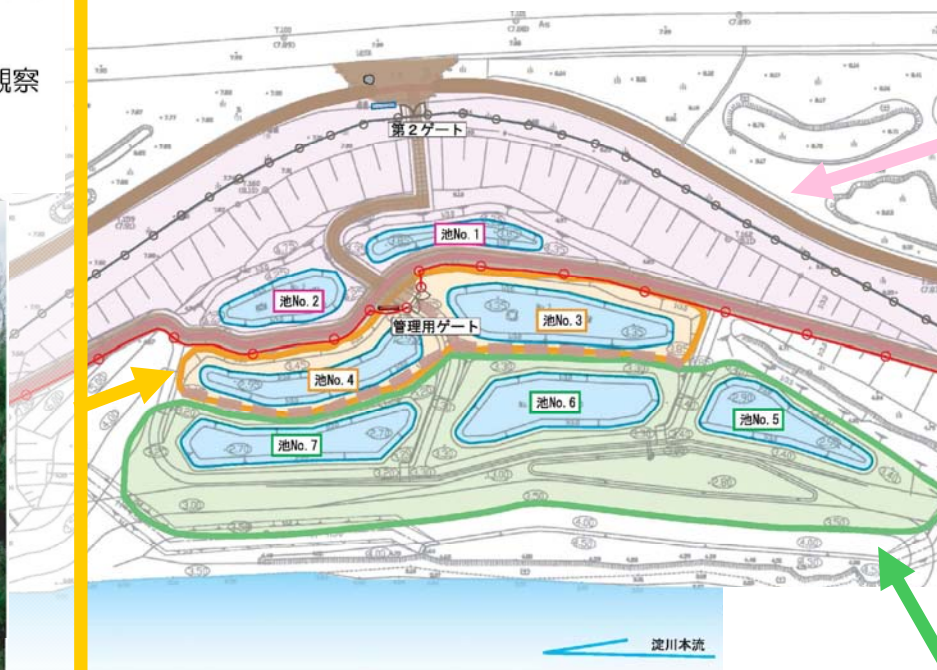
(2) 利用イメージ

□Ⅱエリア やや湿った立地の草原：利用には許可が必要です

- ・時々水につかる、やや湿った場所です。
- ・湿性立地に分布する一年生植物群落が発達する環境を目指します。
- ・許可が必要ですが、水につかっているときは、ガイド等と一緒に自然観察等の利用ができます。
- ・草刈りは管理用園路沿いのみとします。
- ・夜間や川の水が増水した場合は、利用できません。



自然観察会の様子(Ⅱエリア)



虫取りの様子(Ⅰ・Ⅱエリア)

□Ⅰエリア 乾燥した草原：自由に利用できます

- ・年に数日程度水につかる草っぱらです。
- ・年間を通じて、あまり冠水しない高さの野草の広場なので、休養や散策、虫取りなど子供の遊びが出来ます。
- ・園路沿いに草を刈った小広場を設置し、観察会などで少人数の団体が滞在・説明などを行います。
- ・植生管理については、原則として川に任せます。
- ・利用できないくらい繁茂した場合は、適宜草刈りなどを行います。

□Ⅲエリア 池と湿地の草原：原則立入り禁止とします

- ・年間を通じて水につかる湿地です。
- ・より湿性な立地に分布する植物群落の生育する環境を目指します。
- ・池は、ほぼ年間を通じて水が溜まった状態となるため、池が魚介類等水生生物の生息場となるように整備を行います。
- ・学術調査や河川管理等必要時以外は、原則立入り禁止とします。

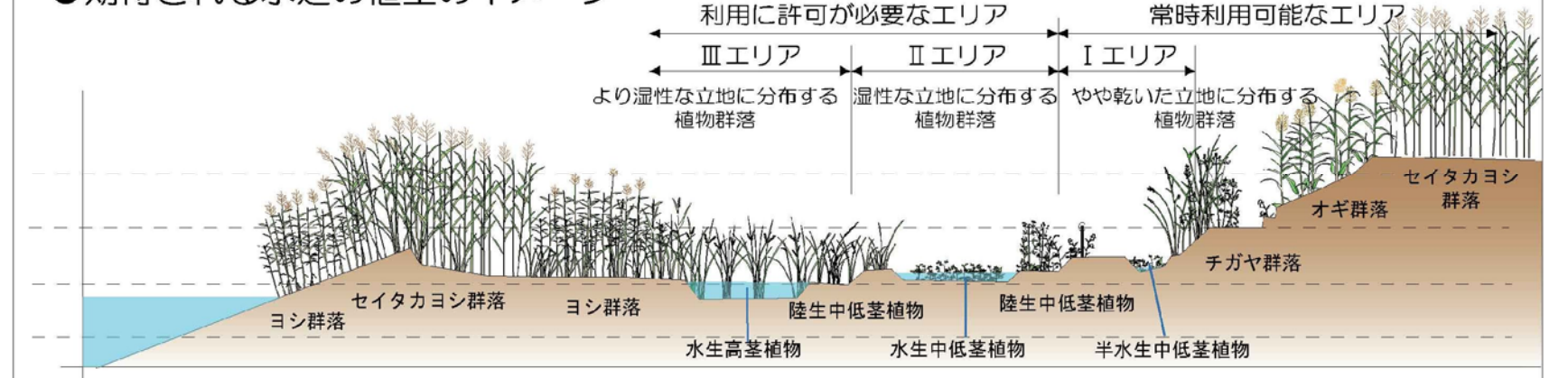
0 10 25 50
 ・Ⅰ・Ⅱエリア：常時利用可能
 ・Ⅲエリア：利用には許可が必要

●三島江野草地区の代表的な水辺の生物

- ・平成14年度(2002)に切り下げを実施してから、継続的に生物調査を行っています。
- ・湿性植物群落の増加や一部の貴重種の生育生息も見られます。



●期待される水辺の植生のイメージ



(以上の出典：淀川河川事務所資料)